２０１８．１２．１４

最高裁判所第二小法廷　御中

東京高等裁判所平成２９年（行コ）第１３２号　上告人一同

及び　「外環の２」練馬訴訟を支える会

抗議文

２０１８年１１月２８日、最高裁判所第二小法廷（菅野博之裁判長、鬼丸かおる裁判官、山本庸幸裁判官、三浦守裁判官）は、練馬区の住民３名（上告人）が国（被上告人）と東京都（参加人）に対して「東京都都市計画道路幹線街路外郭環状線の２」（通称「外環の２」）計画の一部事業認可処分取消を求めた行政訴訟の上告の訴えにおいて、上告を棄却し、上告審として受理しないとの決定を下しました。

　この決定に対して、抗議します。

　そもそも、「外環の２」計画は５０年以上前の計画発表時、地域住民の強い反対を受け、そのため「外環本線」とともに長年凍結されてきました。その後、地上への影響を最小化するとの名目で、「外環本線」を通常の１０倍以上とも言われる建設費用をかける大深度地下構造に変更したにも関わらず、東京都は地上にも道路「外環の２」を作ろうとし、２０１２年７月１８日、練馬区の一部区間について事業認可申請をし、同年９月７日に国はこれを認可しました。

　「外環の２」の全体像が定まらず、他の沿線区・市では「外環の２」の必要性の有無を含めて話し合いが続く中、一部分を先行して事業化することは違法であるとして私たちは訴えを起こしました。

　しかし、

・計画段階では裁判として取り上げられないこと

・事業認可されて初めて裁判として成立するが、その時には事業は平然と進んでいってしまうこと

・大きな影響を受けると予測される住民であっても、地権者でないと利害関係がないとして原告として認められないこと

・どういう正当な経緯があって計画が決定されたかを明らかにしないにも関わらず行政の裁量権を最大限尊重すること

などに見られるように、裁判所が私たちの訴えを真摯に受け止めることはありませんでした。

　司法は権利を侵害された国民一人一人を救う役割を果たすものとの期待を裏切られた思いでいるとともに、司法の存在価値を損なう裁判所のあり方に疑問を抱かずにはいられません。

　たとえ、今回このような決定が下ってしまったとしても、こういう裁判のあり方が三権分立の下での司法の役割として正しいはずはありません。裁判所が本当に国民のためのものとなることを希求して、私たちはこれからも声を上げ続けます。